

(災害対策特別委員会)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第八六号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、東日本大震災に対処するため、被災者生活再建支援金に係る国の補助率の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金について、国が支援金の額の五分の四に相当する額の補助を行う。
- 二 一の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。